

どうする
新型コロナ対策

Q&A

感染の拡大防止、いのちと暮らし、営業を全力で守る!

新型コロナウイルス感染症の影響はあらゆる分野に広がり、「売り上げが80%減少」「収入がなくなり、生活ができない」「マスクや消毒液がない」など、いのちを守ること、くらしと営業を守ることは緊急の課題です。

日本共産党京都市議員団は、みなさんの声をきき、京都市に緊急の申し入れを3回行うとともに、国会議員団・京都府議員団とも連携して、感染拡大防止のために「自粛と補償、は一体で行うよう強く求めています。

京都市に申し入れする市議員団 ▶



Q 感染したかも? 不安に感じたら、どこに連絡したらいいの? 検査体制の強化を

A 心配な方は、かかりつけ医か「京都市新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」(帰国者・接触者相談センター)に電話で相談してください。発熱や「強いだるさ」「息苦しさ」があるなど、いつもと違う症状がある場合は、迷わず電話で相談を。PCR検査の患者負担はありません。党議員団は、検査体制の強化を求めています。また、資格証明書の方・無保険の方も心配なく医療機関を受診できるように、全員に保険証を発行するよう求めています。

京都市新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター) 24時間対応(土日、祝日も含む) TEL:075-222-3421

繋がらない場合は → 厚労省電話相談窓口 9時~21時(土日、祝日も含む) ☎0120-56-5653

Q 税金や保険料、公共料金などが払えません。減免や支払いの猶予は?

A 各種税は、原則1年間の猶予が可能です。財産の差押えなども猶予されます。国民健康保険料、医療費、後期高齢者医療保険料、介護保険料について減額措置があります。電気、ガス、水道などの公共料金についても支払いの猶予が可能です。京都市は上下水道料金の支払いが困難な方に、分割支払いや、支払期日を猶予などを発表しています。上下水道局の各営業所まで連絡してください。

申請・連絡先：市民税・固定資産税の納付相談は、市税事務所納税相談窓口まで

納税相談窓口		右京区	222-3454	南区	222-3459
北区	222-3441	西京区	222-3455	伏見区	222-3460
上京区	222-3442	西京区洛西	222-3456	伏見区深草	222-3461
左京区	222-3446	東山区	222-3457	山科区	222-3462
中京区	222-3453	下京区	222-3458	伏見区醍醐	222-3463

各保険料関係(区役所・支所の保険年金課・高齢者介護保険担当まで)

Q 休校に伴う休業補償は?

A 「小学校休業等対応助成金」は、2020年2月27日から6月30日までの間に臨時休校等をした小学校等に通う子どもの世話のため仕事を休んだ保護者への休業補償です。申請期間は、2020年6月30日まで。

●会社が賃金を払って休ませる場合(特別休暇)…1日8330円を上限に出す助成金があります。
※休業保障の助成金申請は会社が行うものです。会社に対して助成金申請を求めて下さい。個人でも申告できるよう提案しています。

●フリーランスなど個人事業主への休業補償…1日4100円(定額)の補償です。
※委託を受けて個人で仕事をしている人 増額や条件の緩和を提案しています。

休校対応助成金
申請案内ページ



連絡先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(まずは連絡して相談を) 9時~21時(土日、祝日も含む) ☎0120-60-3999

日本共産党市議会報告

2020年4月号

発行：日本共産党京都市議員団

日本共産党市議員団 お困り事相談窓口(平日10時~17時)
TEL: 075-222-3728 FAX: 075-211-2130

ご意見を・ご要望をお寄せ下さい。E-mail: info@cpgkyoto.jp

京都市議員団

検索

「新型コロナの影響で
家計が急変!?

奨学金 借りたい 返せない!

給付・貸与制奨学金
減額返還・返還期限猶予
などのお問い合わせ先

日本学生支援機構
奨学金事業ページ



新型
コロナウイルスの
感染拡大の
影響

緊急に生活資金が必要 資金繰りをどうすればいいの？

個人向け

Q 収入が減り、当座の生活に困っています。(生活福祉資金などの貸し付け)

A 新型コロナウイルス感染症の影響で休業したなど、一時的な資金が必要な方への緊急貸し付けです。失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための資金を貸し付けます。

●緊急小口資金(20万円、無利子)

休業等により収入の減少があり、生計維持のための貸し付けを必要とする世帯。個人事業者についても、学校休業にかかわらず、当座の生活費に切迫している場合、上限20万円の貸し付け

●総合支援資金(2人以上世帯月20万円以内、単身者月15万円、3ヶ月まで、無利子)

失業などにより生活に困窮された方に、生活の立て直しのための資金の貸し付け

所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除の制度が検討されています

申込み先：各行政区の社会福祉協議会へご相談ください

事業者の皆さん

Q 仕事が激減、家賃、リース代、人件費など払えない、緊急に資金が必要。

A 活用できる中小企業支援制度をいくつか紹介します

●無利子・無担保の融資制度

対象は、最近1か月の売り上げが、前年または前々年の同期と比較し5%以上減少した事業者。資金の使い道は、運転資金、設備資金。貸付期間は、設備20年以内、運転15年以内。限度額は3億円。

無利子・無担保
融資ページ



連絡先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

●中小業者、観光業者、農林水産業者の皆さんへの緊急支援補助金

◎京都市：中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金(影響拡大を防ぐ取り組みへの補助金)
補助の上限：小規模事業者・農林水産業者 → 2/3(上限20万円)、中小業者：1/2(上限30万円)

問い合わせ先：商業関係(商工会議所)、農林関係(京都市関係は京都府庁)

◎京都市：観光業者に対する緊急助成制度(補助率3/4・上限30万円) *すでに申し込みは終了しています。党議員団は、予算の増額を求めています。

問い合わせ先：京都市観光事業者等緊急支援補助金交付事務局 平日 8時45分~17時 TEL:075-708-3788

●中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援…対象地域や業種が拡大、貸付は要件が緩和されます。

◎新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売り上げが減少するなど、業況が悪化している中小業者を支援するための融資制度。「新型コロナウイルス対応緊急資金」(普通保証、セーフティネット保証5号)、災害対策緊急資金(セーフティネット保証4号)、あんしん借換資金(危機関連枠)。京都市で認定を受け、金融機関が信用保証協会を保証付き融資を申し込みます。信用保証協会(075-354-1011)

京都府商工団体連合会が相談に乗ります ☎0120-22-0000

●新型コロナ感染症の影響を踏まえた「雇用調整助成金の特例措置」

◎経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、「労働者の雇用の維持」を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。助成率2/3(中小企業)1月まで遡及適用。売上高等10%減の確認対象期間を3ヶ月から1ヶ月にすること。「新規学卒採用者」など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成の対象にすることなど条件が緩和されています。

京都労働局特別労働相談窓口 TEL:075-241-3269

●京都市の施設の利用キャンセルへの対応

◎利用予約がなされている9月末までの予約に関し、キャンセルの申し出があった場合、すでに納められた利用料金は全額還付する。キャンセル料は求めない。

内定取り消しは

無効です!!
(厚労大臣)

相談はこちら

京都新卒応援
ハローワーク

TEL:075-280-8614

日本共産党市会議員団は、感染防止のために「自粛と補償、は一体で行うよう求めています。

自粛と
補償は
一体で

●すべての国民に一律10万円の現金給付を

●賃金・収入の8割補償を

●解雇や内定取り消しは許さない

●国は中小・小規模事業者に対し、自粛要請による損失補償を

●イベント中止の損失補償を

●直ちに消費税5%減税を

●医療機関に対し、感染症対応のため

必要な費用は全額国が補償を

*「減収世帯に30万円、中小企業に200万円、個人事業者に100万円」などの国の経済対策は、制度の内容や、受付窓口などまだ固まっておらず、固まり次第お知らせします。

赤旗Q&Aページ

